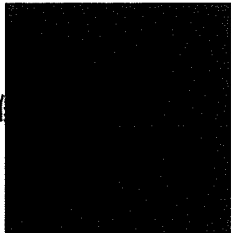


総 基 料 第 2 1 8 号
平成 21 年 10 月 23 日

東日本電信電話株式会社
代表取締役社長 江部 努 殿

総務省総合通信基盤局長
桜井 俊 一



電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方に関して講ずべき
措置について(要請)

電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方については、別添のとおり
情報通信審議会より答申(平成 21 年 10 月 16 日情通審第 69 号)がなされたところであ
る。

これについて総務省において検討した結果、貴社におかれては、当該答申の趣旨を
踏まえ、下記の事項に関して適切な措置を講ずることが適当との結論を得たので、その
旨要請する。

記

1 FTTH サービスの屋内配線に関する措置

(1) 貴社の設置するFTTHサービスの戸建て向け屋内配線について、今般、第一種指
定電気通信設備に該当すると整理されることを踏まえ、今後行われる予定の総務
省による指定告示の改正等を受けて、速やかに、総務大臣に対して接続約款の変
更等必要な申請を行うこと。

(2) 貴社の設置するFTTHサービスのマンション向け既設屋内配線については、「接
続を円滑に行うために必要な事項」として、利用料や利用手続等が接続約款の記載

事項となっていることにかんがみ、引き続き同様の扱いとすること。

(3) 戸建て向け屋内配線の事業者間の転用について、利用者宅外壁へのキャビネットボックスの設置・汎用化、利用者宅内への光コンセントの設置・汎用化、屋内配線の権利の帰属関係等について関係事業者間等で速やかに協議を行うとともに、マンション向け屋内配線の転用についても、現在の転用ルールの充実・改善等が求められている点を踏まえ、関係事業者間等で速やかに協議を行うこと。また、貴社において、これらの協議状況について 2009 年末までに総務省に報告すること。

(4) (3)における協議を踏まえて接続約款を変更する際は、貴社の屋内配線の転用について、自らの屋内配線の転用を認めている事業者に限って認めるようにすること。また、マンション向け屋内配線の転用については、貴社のシングルスター方式の加入光ファイバとセットでなければ屋内配線の転用を受けられない扱いについて、屋内配線単独で転用を受けられるように取り組むこと。

2 ドライカツパのサブアンバンドルに関する措置

今後行われる予定の総務省による関係省令の改正等を受けて、速やかに、ドライカツパのサブアンバンドルに係る接続料を設定するための接続約款の変更等必要な申請を行うこと。

3 電話重畳型 DSL サービスの事業者名申込みに関する措置

電話重畳型 DSL サービスの事業者名申込みのスキームを導入する場合には、当該スキームを利用する事業者か否かによって回線管理運営費を区別して設定すること。また、当該スキームに係る卸電気通信役務の提供に当たっては、相互接続形態に準じて、アクセス回線の重畳部分の料金や回線管理運営費に相当する料金等についても、コストベースで設定するよう努めること。

4 回線名義人情報の扱い(洗い替え)に関する措置

回線名義人と請求書送付先が異なるか否かを調査した上で、回線名義人と異なる請求書送付先に対して、回線名義人と不一致である旨を請求書等に記載して名義変更案内を送付する取組を行うとともに、その送付状況について 2009 年度末までに総務省に報告すること。

5 中継ダークファイバの空き芯線がない区間での WDM 装置の設置に関する措置

- (1) 今後行われる予定の総務省による関係省令の改正等を受けて、速やかに、WDM 装置の設置区間における中継ダークファイバの空き波長等に係る接続料を設定するための接続約款の変更等必要な申請を行うこと。
- (2) WDM 装置の未設区間における WDM 装置の設置について、中継ダークファイバの空き芯線がない区間での代替手段のコンサルティング手続の対象に含めること。

6 中継ダークファイバに係る経路情報の開示に関する措置

- (1) 現在、貴社が接続事業者の要望に応じて任意に実施している異経路構成の確認調査について、今後行われる予定の総務省による関係省令の改正等を受けて、速やかに、その手続・費用等を規定するための接続約款の変更等必要な申請を行うこと。
- (2) 過去に異経路構成の確認を行った事業者に対して、支障移転等が生じた時点で、その旨の通知を行うことを接続約款上明確にするために、速やかに、必要な変更申請を行うこと。

7 固定網(NGN)の通信プラットフォーム機能に関する措置

プレゼンス情報提供機能やセッション制御機能等の NGN の通信プラットフォーム機能について、接続事業者からアンバンドルの具体的要望があった場合には、その実現に向けて積極的に対応するとともに、その協議状況について 2009 年度末までに総務省に報告すること。

以上

(別紙)

電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について

情報通信審議会(平成 21 年 10 月 16 日情通審第 69 号(抄))

第3章 固定ブロードバンド市場の公正環境の整備

1. FTTxサービス

(1) FTTH サービスの屋内配線

1) 法的位置づけ

①戸建て向け屋内配線

以上の点から、NTT東西の設置する戸建て向け屋内配線は、一種指定設備に該当すると整理することが適当であり、現行の一種指定設備を定める指定告示においてもその旨の規定整備をすることが適当と考えられるが、具体的な接続条件の設定に当たっては、屋内配線が利用者宅内に設置されている点に留意することが必要と考えられる。

②マンション向け屋内配線

上記を踏まえると、FTTHのマンション向け屋内配線は、戸建ての場合と異なり、一種指定設備に該当すると整理する必要はないと考えられる。ただし、現在、NTT東西は、マンション向け屋内配線について光配線方式を推進しており、今後NTT東西が設置する屋内配線の増加が予想されるため、現在、NTT東西のマンション内既設屋内配線は、「接続を円滑に行うために必要な事項」として、利用料や利用手続等が接続約款の記載事項となっていることにかんがみ、引き続き同様の位置付けに整理することが適当である。

なお、現行の一種指定設備を定める指定告示について、マンション向け屋内配線が一種指定設備に該当しない旨を明らかにするための規定整備をすることが適当である。

2) 転用ルールの取り扱い

ア 戸建て向け屋内配線

NTT東西のFTTHのシェアは、既に約74%に達しており、引き続き増加傾向にあることを考えると、キャリアチェンジに係るボトルネック要因を軽減し、F

ＴＴＨ市場における事業者間競争がより有効に機能する環境を整備するためには、ＮＴＴ東西の屋内配線の転用ルールを整備することが必要と考えられる。

この際、屋内配線の転用には、利用者宅外壁へのキャビネットボックスの設置・汎用化、利用者宅内への光コンセントの設置・汎用化、屋内配線の権利の帰属関係など、関係事業者間の協議により定めることが適当な事項があることから、これらの事項について、関係事業者間等で速やかに協議し内容を整理した上で、転用ルールの整備に活用することが適当である。

また、ＮＴＴ東西の屋内配線を他事業者が転用する場合だけでなく、他事業者の屋内配線をＮＴＴ東西が転用する場合も考えられる。このため、転用ルールの整備に当たっては、他事業者設置の屋内配線の転用を促進する観点から、ＮＴＴ東西の屋内配線の転用は、自らの屋内配線の転用を認めている事業者に限って認めるといった考え方を採用することが適当である。

イ マンション向け屋内配線

このため、ＮＴＴ東西のマンション向け屋内配線については、現在「接続を円滑に行うために必要な事項」として、その転用がルール化の対象となっている点を踏まえ、これをベースとして、転用ルールの充実・改善等を行うことが必要である。具体的には、接続約款において、利用料だけでなく、具体的な転用手続きや条件等の具体的内容を定めることが適当であり、また、現在、ＮＴＴ東西のシングルスター方式の加入光ファイバとセットでなければ、屋内配線の転用を受けられない扱いについて、屋内配線単独で転用を受けられるように取り組むことが適当である。

この際、マンション向け屋内配線についても、戸建ての場合と同様、転用をする際に、関係事業者間の協議により定めることが適当な事項があることから、転用ルールの整備に当たっては、これらの事項について、関係事業者間等で速やかに協議し内容を整理することが適当であり、また他事業者設置の屋内配線の転用を促進する観点から、ＮＴＴ東西の屋内配線の転用は、自らの屋内配線の転用を認めている事業者に限って認めるといった考え方を採用することが適当である。

(２)ドライカップのサブアンバンドル(FTTRサービス)

このように、ＦＴＴＲには、ドライカップ接続料の上昇を抑制する効果が期待可能であるが、これに加えて、現在ＦＴＴＨ市場でＮＴＴ東西のシェアが継続的に高まっている状況の中で、ＦＴＴｘ市場での競争促進手段としての役割や、過疎地等でのブロードバンドサービス提供手段としての役割も期待し得ることにかんがみれ

ば、F T T R提供コストの負担軽減に資するドライカップのサブアンバンドルを行うことが適当と考えられる。

この場合、サブアンバンドルした下部区間の保守のために、上部区間が必要となる点についてコスト負担の在り方が問題となるが、以下の点を踏まえると、F T T Rの提供事業者が、下部区間の故障対応に係る一時的利用に必要なコストを負担すれば、上部区間のコストをすべて負担させる必要はないと考えられる。

2. DSLサービス

(1)電話重畳型DSLサービスの事業者名申込み

3)考え方

②申込みスキームに係る改修費用等の負担

このように、D S L事業者の中でも、今後の事業計画に差異があることを想定すると、単純に回線管理運営費に改修費用等を算入して、事業者名申込みスキームの利用の如何にかかわらず負担することとするのではなく、当該スキームを利用する事業者が否かによって、回線管理運営費を区別して設定することが、事業者間の公平性確保の観点から適当と考えられる。

なお、事業者名申込みスキームを利用する場合は、N T T東西と接続事業者の間は、卸電気通信役務形態となる。この場合、相互接続形態のように、アクセス回線の重畳部分の料金（ラインシェアリング相当）や回線管理運営費をコストベースで設定することが義務付けられるわけではないが、当該スキームの事業者間競争の促進に資する点にかんがみれば、N T T東西においては、相互接続形態に準じて、卸電気通信役務提供形態におけるアクセス回線の重畳部分の料金等も、コストベースで設定することが適当である。

(2)回線名義人情報の扱い(洗い替え)

この点、接続事業者から提案のある加入電話の請求書に回線名義人情報を記載する案は、個人情報保護の観点から適当ではないが、回線名義人情報の更新が必要となるのは、回線名義人と請求書送付先が異なっている場合が多いと考えられること等から、このような場合に焦点を当てた周知方法を採用することが適当である。具体的には、N T T東西においては、回線名義人と請求書送付先が異なるか否かを調査した上で、回線名義人と異なる請求書送付先に対して、回線名義人と不一致である旨を請求書等に記載して名義変更案内を送付する取組を行うことが適当である。

これに加えて、請求書送付先と異なる回線名義人に対して、その旨を明らかにし

て名義変更案内を送付することも有効な取組と考えられるが、これは請求書とは別に送付することが必要となる点等にもかんがみ、まずは回線名義人と異なる請求書送付先に名義変更案内の送付を行い、その効果等も見据えた上で、請求書送付先と異なる回線名義人に対する名義変更案内の送付も検討することが適当である。

3. 固定ネットワークインフラの利活用

(1) 中継ダークファイバの空き芯線がない区間でのWDM装置の設置

1) WDM装置の既設区間

ア 貸出ルールの扱い

WDM装置の設置区間は、中継ダークファイバとしてはDランク区間であっても、空き波長が存在している場合があり、当該設置区間は、今後NGNの提供エリアの拡大に伴い増加することが想定される状況にある。当該空き波長の貸出には、WDM装置の新設の場合と異なり、既存利用者の収容替え等の問題が生じることもなく、以下のようなメリットがあることにかんがみれば、総務省においては、WDM装置の設置区間における中継ダークファイバの空き波長をアンバンドルして、接続料や接続条件などの貸出ルールの整備を行うことが適当である。

イ 接続料算定上の扱い

この点、通信速度単位で貸出しを行うWDM装置とメートル単位で貸出しを行う中継ダークファイバでは、貸出単位が異なり、WDM装置の費用を中継ダークファイバの接続料原価に算入した形での接続料設定は困難と考えられるため、WDM装置の費用は、中継ダークファイバの接続料原価に算入することは適当ではないと考えられる。また、WDM装置の種類・容量・空き波長は、区間によって区々であるため、WDM装置の接続料は、当面は、個々の区間ごとに設定することが適当であり、その単金化は、今後の空き波長の利用状況等を踏まえ検討することが適当である。

(中略)

この点、WDM装置を設置して1芯を波長分割する場合、将来の需要に応じて余剰波長を設けることが一般的であり、また今回貸出ルールを整備して接続事業者による利用を想定すれば、一定程度の未利用波長の存在することが、接続事業者にとっても必要となる。未利用芯線のコストは、加入光ファイバ接続料やドライカップ接続料でも、接続料原価に算入され、接続事業者が負担していることとの平仄を考えれば、一波長の接続料は、未利用波長について接続事業者が応分の負担をすることとなる「b. 当該区間の『総利用波長数』に占める利用波長数の割合」を採用し、この割合を接続事業者が負担する形で設定することが適当である。

2)WDM装置の未設区間

ただし、Dランク区間におけるネットワーク構築に際し、他の選択肢を採用することが経済的に見て現実的でなく、他の有効な手段がない場合は、WDM装置の設置が最終的な手段として期待されるところである。

このような場合には、NTT東西からも、国や自治体等で費用負担することを前提に、WDM装置の設置を検討する考えが示されているが、現在、WDM装置の新設は、Dランク区間での代替手段のコンサルティング手続の対象外となっているため、NTT東西においては、Dランク区間でのネットワーク構築の可能性を高める観点から、代替手段のコンサルティングの対象にWDM装置の設置も含めるようにすることが適当である。

(2)中継ダークファイバに係る経路情報の開示

次に、異経路構成の確認については、現在、NTT東西が事業者の個別の要望に応じて実施しているところであり、これを用いれば、事前に経路情報を開示しなくても、接続事業者は、同様の効果を得ることは可能である。しかし、現在、NTT東西が行っている個別の異経路構成の確認調査は任意に行われているものであり、その手続・費用等が定められていないため、これらを接続約款に記載することにより、利用の適正性・透明性向上を図ることが適当である。

最後に、セキュリティの確保された信頼性のあるサービスを安定的に提供するためには、ネットワークの異経路構成を確認するだけでなく、これを継続的に保証することが必要である。

この点、NTT東西からは、支障移転等により経路が変更され異経路構成が維持できなくなるおそれがあることから、将来に渡る異経路構成の保証は困難との意見が示されている。確かに、将来に渡る異経路構成の保証は困難であるものの、異経路構成を維持できなくなる可能性があるのは、支障移転等が生じた場合であると考えられるため、NTT東西は、支障移転等が生じた時点で、過去に異経路構成の確認を行った事業者に対して、その旨を通知する取扱いを行うように接続約款上措置することが適当である。

第4章 通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場への参入促進のための公正競争環境の整備

1. 通信プラットフォーム機能のオープン化

(2)固定網(NGN)の通信プラットフォーム機能

3)考え方

①プレゼンス情報提供機能

また、そもそもSIPサーバが把握可能な情報か否かは、他事業者が要望する具体的な情報内容が明確にならないと判断することができない。このため、まずは、当該機能のアンバンドルを要望する事業者が、具体的な要望内容をもとに、NTT東西と協議をすることが適当であり、NTT東西は、その実現に向けて積極的に対応することが適当である。総務省においては、他事業者の要望状況やNTT東西との協議状況等を注視し、他事業者が提供を要望する情報内容が、SIPサーバで把握可能な情報であれば、他事業者の要望内容について技術的な困難性や過度の経済的負担が生じないかを改めて確認した上で、当該情報を提供する機能をアンバンドルするよう所要の措置を講じることが適当である。

②セッション制御機能

このため、まずは、当該機能のアンバンドルを要望する事業者が、具体的な要望内容をもとに、NTT東西と協議をすることが適当であり、NTT東西は、その実現に向けて積極的に対応することが適当である。総務省においては、他事業者の要望状況やNTT東西との協議状況等を注視し、他事業者の要望内容について技術的な困難性や過度の経済的負担が生じないかを改めて確認した上で、セッション制御機能をアンバンドルするよう所要の措置を講じることが適当である。